

SNS等での誹謗(ひぼう)中傷による慰謝料請求 ～インターネットトラブル事例集より～

有名人の悪口を匿名で投稿したら



テレビやネットでの言動が**気に入らない有名人の悪口を匿名投稿**した A 君。同調する投稿も増え、根拠のない悪口など嫌がらせがネットに広まった。

発信者が特定され高額な慰謝料請求へ



A 君が発信者だと判明したことから、虚偽の投稿内容により名誉を傷つけられたとして、**慰謝料などを求める訴訟(裁判)**を起こされてしまった。

考えてみよう！

A. 誹謗中傷 ≠ 批判意見

多くのSNSサービスには「誹謗中傷禁止」という利用規約があります。**相手の人格を否定する言葉や言い回しは批判ではなく、誹謗中傷**です。正しく見極め、安易に投稿、再投稿をしないで。

B. 匿名性による気のゆるみ

対面や実名では言えないのに、匿名だと言えたり攻撃性が増したりすること。たとえ**匿名でも、技術的に投稿の発信者は特定できるため、民事上・刑事上の責任を問われる可能性が**…。

C. カツとなっても立ち止まって

怒りは人の自然な感情ですが、はけ口にされやすいのがSNS。炎上したり訴えられたりしてから、「あんな投稿しなければよかった」と悔やんでも時間は戻せません。**書いた勢いで送信しない習慣を！**

解説

SNS上で、悪意を感じる投稿を見かけることがあります。中には「正義感からやったこと」と主張する人もいますが、**“立場”や“事実かどうか”を問わず、人格を否定または攻撃するような投稿は正義ではありません。**

また、誹謗中傷は**単に「再投稿」(例：“リツイート”、“リポスト”など)しただけであっても、“広めることに加担した”**とみなされます。たくさんの悪口が集まれば、集団攻撃となり人をひどく傷つけます。相手がどのような人であっても、**民事上・刑事上(損害賠償請求、名誉毀損罪や侮辱罪など)の責任**を問われる可能性があります。

投稿・再投稿する前に**必ず「自分が言われたらどう思うか」**を考え、法律や利用規約等のルールやモラルを意識した正しい利用を心がけましょう。

<参考> ・総務省「インターネットトラブル事例集(2020年度版) 追補版」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000707660.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】 福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745 (直通) メール: kenan@pref.fukui.lg.jp

★子どもの安全安心に関する情報などをツイッターで発信しています→

